

# 単独・社協委託 愛知県豊田市の場合 豊田市成年後見支援センター（愛知県豊田市）

## 1. 豊田市成年後見支援センターの概要

### (1) 人口等基礎情報（注記のないものは H30.2 時点）

- 【人 口】 425,059 人
- 【面 積】 918.32 km<sup>2</sup>
- 【高齢化率】 22.09%
- 【認知症自立度Ⅱ以上人数】 7,846 人（H29.3 時点）
- 【療育手帳所持者数】 3,081 人（H29.4 時点）
- 【自立支援医療（精神通院）受給者数】 4,943 人（H29.3 時点）
- 【地域包括支援センター】 27 箇所
- 【障がい者相談支援事業所】 11 箇所
- 【生活困窮者自立支援機関】 1 箇所（社協）



### (2) 体制、予算

#### ① センターの位置づけ、特徴

- H29.7 開設。豊田市より豊田市社会福祉協議会に委託し運営。
- 主な特徴
  - ア. 法律専門職との連携…アドバイザー弁護士・司法書士を配置し、法的支援の必要性を判断
  - イ. 訪問型支援の実施…自宅や施設、病院などに積極的にアウトリーチ。支援のうち約 20%。
  - ウ. エンディングノートの推奨…意思決定支援や終活支援として、センター独自に作成。

#### ② 職員体制（H30.2 時点）

- 成年支援後見センター 5 名
  - ・ センター長 1 名（社協・相談支援課長兼務）
  - ・ 主任相談員 1 名
  - ・ 相談員 3 名（うち社会福祉士 1 名）

#### ③ 組織運営体制

- 豊田市成年後見・法福連携推進協議会（年 3 回程度）
  - 【事務局】 市福祉総合相談課・センター
  - 【参加者】 弁護士、司法書士、社会福祉士、メディカルソーシャルワーカー、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長、家庭裁判所
  - 【内 容】 センターの運営状況の評価・協議、成年後見制度の利用促進策の検討・協議、法律と福祉の連携に関することの検討・協議

## 2-③ 今後の利用促進に向けた体制整備（豊田市成年後見・法福連携推進協議会）



※弁護士・MSW・基幹包括支援センターは、虐待防止のネットワークと第1層の協議体所管課（福祉総合相談課）にも参加。



○定例会議（月1回程度）

【事務局】センター

【参加者】弁護士、司法書士、社会福祉士、センター、市福祉総合相談課  
（家庭裁判所が参加することもあり）

【内容】相談案件の進捗状況や対応方向性の確認、法人後見の適否を含めた候補者調整（必要に応じて）、後見人支援の進捗状況や対応方向性の確認、各参加者間での情報交換

○チーム会議（後見人等選任後）※必ずしも会議形式とは限らない

【事務局】センター

【参加者】後見人等、本人の支援機関など

【内容】センターが相談・申立支援などを実施していた際に有した情報を後見人等と共有し引き継ぎ、今後の支援方針の確認や検討を実施

#### ④事業概要（H29年度仕様書より）

ア. 相談業務（アウトリーチ相談、エンディングノートを含む）

イ. 申立支援業務（首長申立て、親族・本人申立て）

ウ. 関係機関等連絡調整業務（後見人支援、関係機関意見交換、候補者調整を含む）

エ. 法人後見業務

オ. 啓発業務

カ. 法人後見の受任

キ. 市民後見人の育成等利用促進に関する調査研究

#### ⑤事業予算（H29委託料）

31,800,708 円（開設準備に係る初期投資費用を含む）

## 2. センター設立までの取組 → P.63 参照

### ①庁内での検討

平成 27 年 9 月に、福祉事務所長（兼福祉専門副参事）をリーダーとして、「地域福祉課（当時・高齢者福祉を所管）」と「障がい福祉課」の 2 所属が連携して、検討を開始。主な役割分担として、地域福祉課において高齢者部分のニーズ調査と視察地の選定・調整を実施し、障がい福祉課において障がい者部分のニーズ調査と調査結果の取りまとめ、資料作成を実施した。

### ②ニーズの把握と必要性の整理

市長申立件数や成年後見制度利用支援事業の報酬助成件数だけをみても真のニーズはつかめないため、(1)定量的な状況、(2)定性的な状況、(3)公として備える理由の 3 点から整理を行った。

(1)定量的な状況の整理としては、認知症自立度Ⅱ以上の人数や療育手帳・精神保健福祉手帳所持者数などの全体数や推移から、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業といった関連する事業の利用者数などを整理した。

(2)定性的な状況の整理としては、家庭裁判所との意見交換、先進地や近接・同規模自治体との比較に加え、3 専門職等（弁護士、司法書士、社会福祉士、MSW、PSW、社会福祉法人、社会福祉協議会）との意見交換を実施し、その中から成年後見制度に関する環境がどうなっているのかの整理を行った。

(3)公として備える理由としては、当時は利用促進法がなかったため、関連する法律の条文や関連通知を組み合わせながら、行政が実施すべきこととして整理を行った。

### ③センター設置の方向性

②の取組を踏まえて、豊田市での課題を整理した。対応策を検討するにあたっては、成年後見制度は福祉的な支援の一つとしてしっかりと整備すべきであり、相談先を明確にすることと多様な主体が成年後見に関わる仕組みづくりが必要としたことから、その一元的な支援体制の中心としてセンターを設置することにした。

また、運営主体はゼロベースで検討し、結果としては日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業といった関連する事業を実施していることや、高齢者と障がい者の双方に支援の視点や経験を法人として有していることなどから、社会福祉協議会に委託することとした。

### ④設立検討委員会での具体的協議と合意形成

平成 28 年にはセンター設立検討委員会を立ち上げ、具体的な議論を実施した。メンバーは弁護士、司法書士、社会福祉士、MSW、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長、社会福祉協議会に加え、近隣自治体で先進的に取り組んでいる尾張東部成年後見センター長にも参画いただいた。

全 5 回実施したが、第 1 回を開催する時点で各回何を議論すべきかを予め設定したこと、毎回市からたたき台を提示し、委員からは専門的な知見から肉付けしてもらいイメージで展開した。

### 3. センター設置後の実績等 (H29.7～H30.1)

#### ①相談業務

- 専門性の高い相談については、アドバイザー（弁護士・司法書士）に確認し対応。
- 地域包括等からの金銭搾取、虐待が疑われるケースに対し積極的に相談に応じ、申立に繋げることで、市民の権利擁護を推進。
- 訪問型支援スタイルを進めていることもあり、年間目標 100 件に対して、7 か月実績で 240 件（延べ 2,140 回の相談支援）。

#### ②申立支援業務

- 毎月 1 回、センターと専門職、福祉総合相談課とで、ケース 1 件 1 件を振り返り、対応の方向性の確認。
- 申立の準備として福祉関係機関や専門職との調整が多い中で、横の繋がりを活用した支援を実施し、104 件の申立支援実施。
- 診断書作成のタイミングを活用し、医療機関とも関係性を構築し始めている。

#### ③法人後見業務

- 年間目標 3 件に対して、18 件受任する等（複数受任のものも含む）、目標を大幅に上回る状況。
- センター職員は法人後見開始に伴う事務にまだまだ不慣れな部分もあり、時間を取られている状況。今後も受任増加が想定される。

#### ④啓発業務

- 年間目標 3 件に対して、18 件受任する等（複数受任のものも含む）、目標を大幅に上回る状況。
- センター職員は法人後見開始に伴う事務にまだまだ不慣れな部分もあり、時間を取られている状況。今後も受任増加が想定される。

#### ⑤その他

- 開設前後において、積極的に福祉施設や病院等に訪問し P R。ケアマネ等からの相談が早い段階から来るようになった。